

【令和5・6年度建設工事入札参加資格審査（追加受付）】に関するQ&A

Q：申請時期はいつですか？

A：令和6年2月5日（月）～令和6年2月16日（金）

郵送で受け付け

**※申請書は上記期間内当日消印有効**

Q：様式及び要領はどちらから入手できますか？

A：西原町HPよりダウンロードして下さい。

Q：申請方法は、郵送のみ受付ですか？

A：はい。今回のみ郵送で受け付けます、

Q：経営規模等評価結果通知書の期限はいつまでのものを提出ですか？

A：最新のものをお願いします。申請時点（2月）で有効期限がのこっているもの又は、県へ申請中の場合は受付申請の写しを提出して下さい。

Q：社会保険料納入確認書の写しについて

A：県内事業者 → 経営規模等評価結果通知書で確認できる場合は提出不要です。

個人事業所で従業員が4人以下 → 理由書を提出。（様式は任意）

県外事業者 → 不要。

Q：健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書について

A：県内事業者 → 必須。（報酬額は墨消し）

個人事業者で従業員が4人以下 → 不要。ただし、雇用保険被保険者証の写しを提出。

県外事業者 → 不要。

Q：市町村民税完納証明書について

A：県内事業者 → 本店所在地の市町村より。支店及び営業所が西原町にある場合は、西原町分も併せて提出。

個人事業者 → 市町村民税及び国保税分も提出。

県外事業者 → 不要。

※直近2年分

Q：県税納税証明書について

A：県内事業者 → 必須。法人事業税。法人県民税。

個人事業者 → 必須。個人事業税。

県外事業者 → 不要。

Q：国税納税証明書について

A：法人事業者 → 必須（様式：その3の3）

個人事業者 → 必須（様式：その3の2）

Q：委任状とは？

A：県外・県内問わず、本店から支店に権限を与えられている場合に提出。

様式は自由ですが、原本提出となります。

Q：申請業種に数の制限はありますか？

A：ありません。建設業許可及び経営審査を受けておれば申請可能です。

Q：電算入力表の許可区分とは？

A：建設業許可を受けている区分です。  
一般建設業 → 1。 特定建設業 → 2。

Q：電算入力表の等級とは？

A：現在受けている最新の県ランクです。（土木、建築、電気、管、舗装の5業種です。  
県ランクが無い場合は、一般建設業の場合1を、特定建設業の場合2を記入して下さい）

Q：電算入力表の資格者数について

A：重複可能ですので、1名で複数資格をお持ちの場合は複数記入をお願いします。